



大阪ホームシェアリングクラブ 運営規約

第1条(会の目的)

大阪府において、滞在する人(ゲスト)に大阪の魅力を伝え、おもてなしをする。

民泊事業者やその周りの人が、まちや自治体、各団体連携して活動したり、それらに働きかけることにより、地域活性化に貢献する。

上記を通じて、民泊の社会的認識と地位向上を目指す。

第2条(名称)

このクラブの名称を以下のとおりとする。

大阪ホームシェアリングクラブ

第3条(事務局所在地)

このクラブの事務局を以下に置く。

〒 553-0003 大阪市福島区福島5-12-19

第4条(会員)

(入会基準)

1、下記の基準を満たさなくてはならない。

(1)当クラブの目的に賛同すること。

(2)大阪府に在住・在事業所の、住宅宿泊事業法に定める、住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理者・旅館業法その他法的根拠に基づく民泊事業、または大阪府の不動産業、サービス業、観光業に関わる者、過去に関わっていたことがある者、近い将来関わりたいと思っている者、大阪府の民泊や観光の発展に寄与すると役員から承認された者であること。

(3)各種関連法令、ガイドライン及び自主基準等を遵守していること。

(4)当クラブの名誉を毀損したり、目的に反する行為をしない者であること。

(5)反社会的勢力との関係を有していない者であること。

2、前項の基準を満たすと思料される場合でも、当会運営決議において入会を承認しないことがあるものとする。

3、大阪府に現在民泊施設を有する正会員と、その他準会員を設けるものとし準会員は議決権を有しないものとする。

4、新しく入会を希望するものは既存正会員及び準会員の推薦を必要とする。

(入会手続)

1、当クラブの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会に提出しなければならない。

2、前項の入会申込みに対しては、当会が定める基準に基づき、入会の可否の決定の決議を行い、申込者にその旨を通知するものとする。

3、団体たる会員にあっては、団体として会員登録をする。また、団体の代表者として当クラブに対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、申込まなければならない。なお、指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(会員名簿及び個人に関する情報の取扱い)

- 1、入会者は、会員の種別毎に、当クラブの管理する会員名簿に登録するものとする。
- 2、別紙入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当会は当該会員に対し、別に定める変更届の提出を求めるものとする。
- 3、会員名簿に登録された情報のうち、個人に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(任意退会の手続き)

- 1、会員は、いつでも別に定める退会届を代表に提出することにより、退会することができる。この場合は会員名簿の登録を抹消する。
- 2、前項に定める退会の基準時は退会届を代表が受け取った時点とする。但し、特段の取り決めがある場合はこの限りではない。

(除名)

会員は当会の活動・目的にふさわしくない言動・行動が見られる場合は、当会の決議によって除名することができる。

第5条(役員)

この会に以下の役員を置く。

代表	1名
副代表	1名
会計	1名
監査	2名

第6条(役員任期)

- 1、役員任期は1年とする。代表・副代表及び会計各々1名、監査2名、合計5名を置く。役員は立候補あるいは推薦とし、その者の中から会員議決権有権者による総会で決議する。
- 2、役員選挙は議決権有権者総数の三分の二以上の投票があって成立する。
- 3、代表、副代表、監査、会計は各々役員間の互選によって選出する。

第7条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠席の時には代表の責務を追究する。会計は、入会金および会費の収納、保管、支出等の会計業務を担い、その結果を会員準会員に報告しなければならない。

監査は、会の業務の執行および会費の状況を監査し、その結果を会員準会員に報告しなければならない。

第8条(運営)

おおむね年6回の定例会・勉強会・交流会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条(会費)

- 1、本条に定めるところに従い、当会の会員は、入会金及び会費を、支払わなければならない。
- 2、入会金並びに会費は、当会が定める支払期日までに指定する金融機関の口座に振込む方法、又は現金により支払うものとする。
入会金および会費は、物価変動や社会情勢、会の状況によって変更する場合がある。
変更時には運営会議でその妥当性を十分に協議し、規約改正の手続きを踏んで決定する。
- 3、入会金の額は、付則に掲げるとおりとする。
- 4、年会費の額は、付則に掲げるとおりとする。年度途中での入会であっても、1年分を申し受けることとする。
- 5、会員がすでに納入した入会金・及び会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第10条(事業年度)

当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり(翌年)3月31日に終わる。

第11条(規約改正)

この規約は、会員議決権総数の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. の役員は次の会員とする。

代表	豊田泰郎
副代表	西出真也
会計	島田奈津子
監査	岩本順子
	三島清人

2. 会費は次のとおりとする。

2024年度

入会金 1000円

正会員3000円、準会員2000円

この規約は2024年4月1日から適用する。